

6 医療費の適正化にご協力ください

問 保険年金課(内線 140)

国民健康保険は、皆さんの国民健康保険税などで運営されています。市では国民健康保険の医療費について適正化を推進しています。適正な受診にご協力をお願いします。

○柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術は保険証の使用に制限があります

【保険証が利用できる症状】

外傷性の原因による打撲・ねんざ・挫傷・骨折や脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)

上記以外の日常生活における肩こりや腰痛、肉体疲労、交通事故や仕事上の負傷、保険医療機関で治療中の症状等に対する施術は保険証が使えません。施術を受ける前にきちんと確認し、正しく施術を受けましょう。

○保険証を使用して鍼灸師の施術を受けるときは医師の同意書が必要です

【保険証が利用できる疾病】

はり・きゅう：神経痛・リウマチ・腰痛症・頸腕症候群・五十肩・頸椎捻挫後遺症

マッサージ：関節が自由に動かない、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上必要と認められた場合

○ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ成分・効き目で作られた低価格のお薬です。新薬と同等の薬を使いながら、薬にかかる自己負担額を節約できるというメリットがあります。価格や使用については、医師・薬剤師とよく相談してください。

ジェネリック医薬品希望シールを保険年金課および各支所市民窓口課で配布しています。手軽に意思表示ができますのでぜひご利用ください。

7 道路整備に伴う交通規制を行います

問 建設課(内線 504)

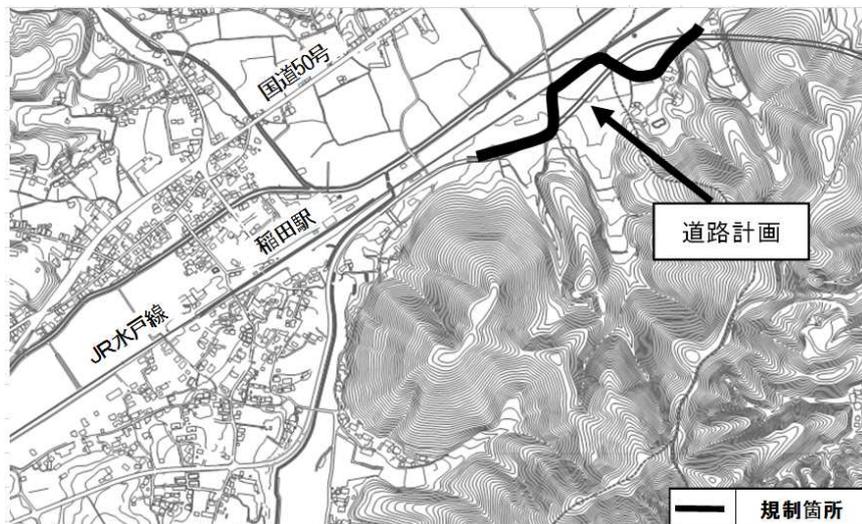
道路整備に伴い交通規制を行います。通行の際には、工事看板および交通誘導員の指示に従ってください。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

規制期間 10月中旬～令和5年2月下旬(うち30日程度)

規制区間 笠間市稲田地内および来栖地内 ※工事箇所および規制区間は、順次移動します。

規制内容 全面通行止め(夜間開放)、全面通行止め(終日)

施工業者 (有)小池工務店、(有)清水工務店



**市税等は納期限を過ぎると延滞金が加算されます。
納期限内の納付をお願いします。**